

公務員倫理（有識者）モニターへのアンケート調査結果について

平成16年11月18日
国家公務員倫理審査会

国家公務員倫理審査会では、全国の有識者に委嘱している公務員倫理モニターから、公務員倫理についての意見・評価等を聴取し、国家公務員の倫理の保持のための施策を検討する際の参考とするため、アンケート調査を行った。

その結果は、別添のとおりである。

アンケート調査の概要

調査対象

全国の各界有識者に委嘱している公務員倫理モニター200人

調査期間

平成16年9月

調査方法

各公務員倫理モニターへ質問票等を送付し、同封の返信用封筒により倫理審査会事務局へ回答を返送してもらう方法とした。

調査票回答状況

回答者数183人（200人中）

回答率91.5%

アンケート調査結果のポイント

国家公務員の倫理制度における内部通報については、積極的に取り組むべきであるとの回答が7割を超える。

国家公務員の倫理制度における内部通報について、どのように思うかを聞いたところ、「積極的に取り組むべきである」と回答した者は71.0%であり、「慎重にすべきである」と回答した者は23.0%であった。

現行の倫理規制による国家公務員の萎縮や民間との意見交換等への悪影響について、前回調査（平成15年5月）とは逆転し、今回、「ない」とする回答が「ある」とする回答を初めて上回った。

「倫理規制により国家公務員が萎縮している」との意見について、どのように思うかを聞いたところ、「萎縮していない」とする回答は48.6%（前回：45.0%）であり、「萎縮している」とする回答は48.1%（前回：54.4%）であった。また、「倫理規制により公務員との意見交換や情報収集・提供等がやりづらくなった」との意見については、「やりづらくなっていない」とする回答は49.2%（前回：45.0%）であり、「やりづらくなった」とする回答は48.1%（前回：52.8%）であった。

現行の倫理規制の内容について「妥当」とする回答が6割を超える。

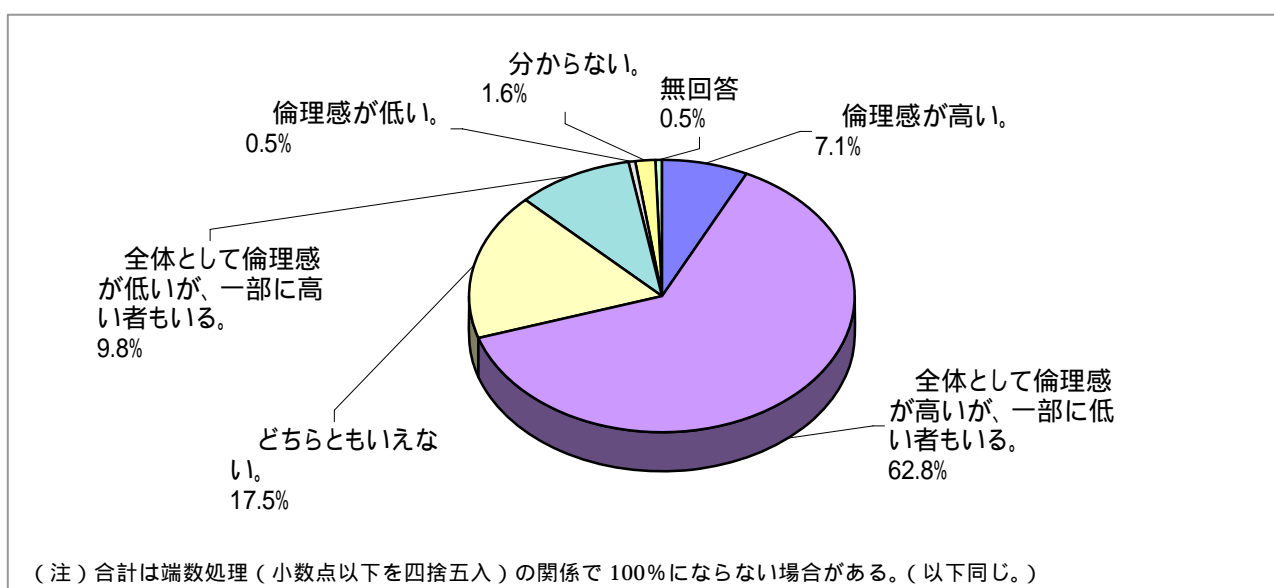
倫理規程の行為規制の内容全般について、どのように思うかを聞いたところ、「妥当である」と回答した者は64.5%であった。また、個々の行為規制に対しても「現行どおりでよい」との回答が多い。

公務員倫理（有識者）モニターへのアンケート調査結果

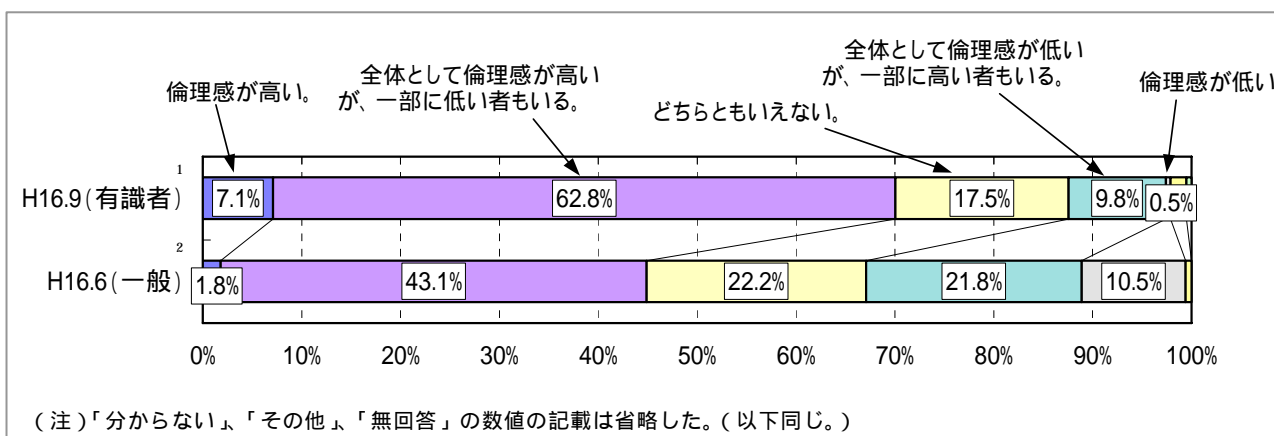
【国家公務員の倫理感について】

国家公務員の倫理感についての印象を聞いたところ、「倫理感が高い」は7.1%、「全体として倫理感が高いが、一部に低い者もいる」は62.8%であり、合わせて69.9%となっている。一方、「倫理感が低い」は0.5%、「全体として倫理感が低い、一部に高い者もいる」は9.8%であり、合わせて10.3%となっている。また、「どちらともいえない」は17.5%となっている。（図1）

図1 国家公務員の倫理感について、どのような印象をお持ちですか。



[参考：本年6月に実施した「国家公務員に関するモニター」へのアンケート調査（以下「一般モニター調査」という。）との比較]



1 本アンケート調査。（以下同じ。）

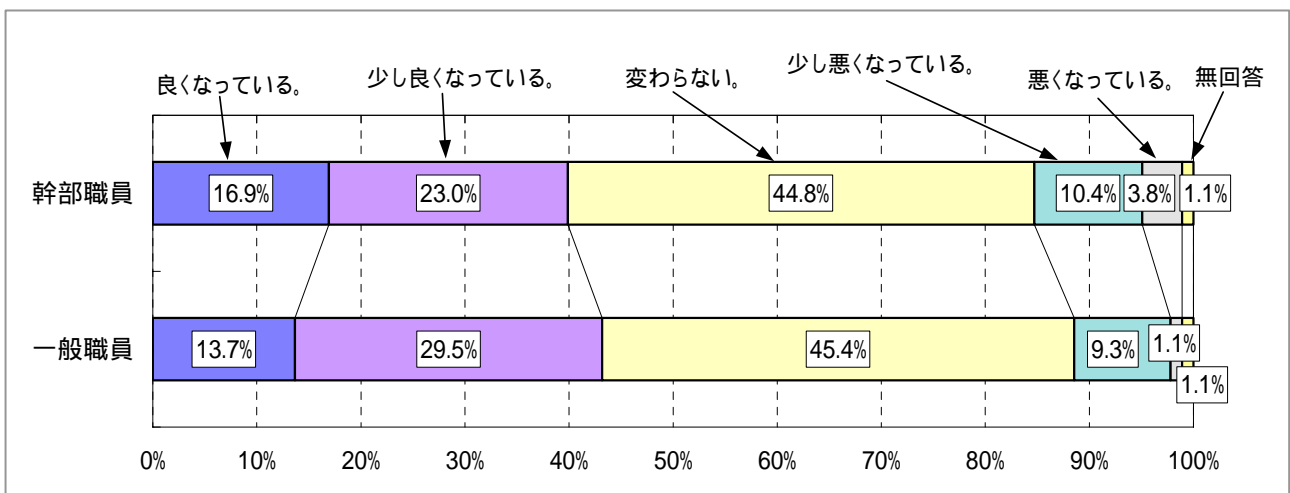
2 一般モニター調査は、人事院の募集したモニター500人（国家公務員について定期的に意見聴取する目的で広く国民の中から募集）を対象に実施されたもの。

【国家公務員の倫理の保持の状況について】

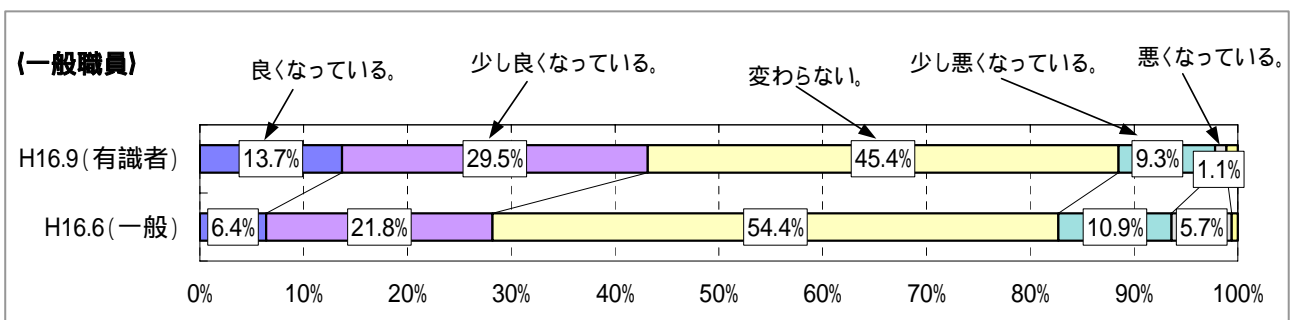
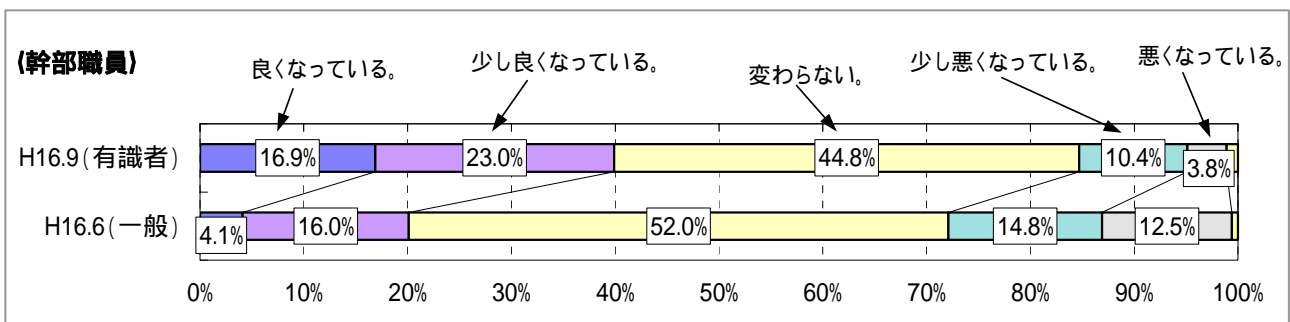
過去1年ほどの国家公務員の倫理の保持の状況を幹部職員と一般職員とに分けてそれぞれ聞いたところ、幹部職員、一般職員とも「変わらない」という回答が最も多かった。幹部職員については、「良くなっている」は16.9%、「少し良くなっている」は23.0%の合わせて39.9%であり、「悪くなっている」は3.8%、「少し悪くなっている」は10.4%の合わせて14.2%であった。

一般職員については、「良くなっている」は13.7%、「少し良くなっている」は29.5%の合わせて43.2%、「悪くなっている」は1.1%、「少し悪くなっている」は9.3%の合わせて10.4%となっている。(図2)

図2 過去1年ほどの国家公務員の倫理の保持の状況をどのように思いますか。幹部職員、一般職員のそれぞれについてお答えください。



[参考：一般モニター調査との比較]



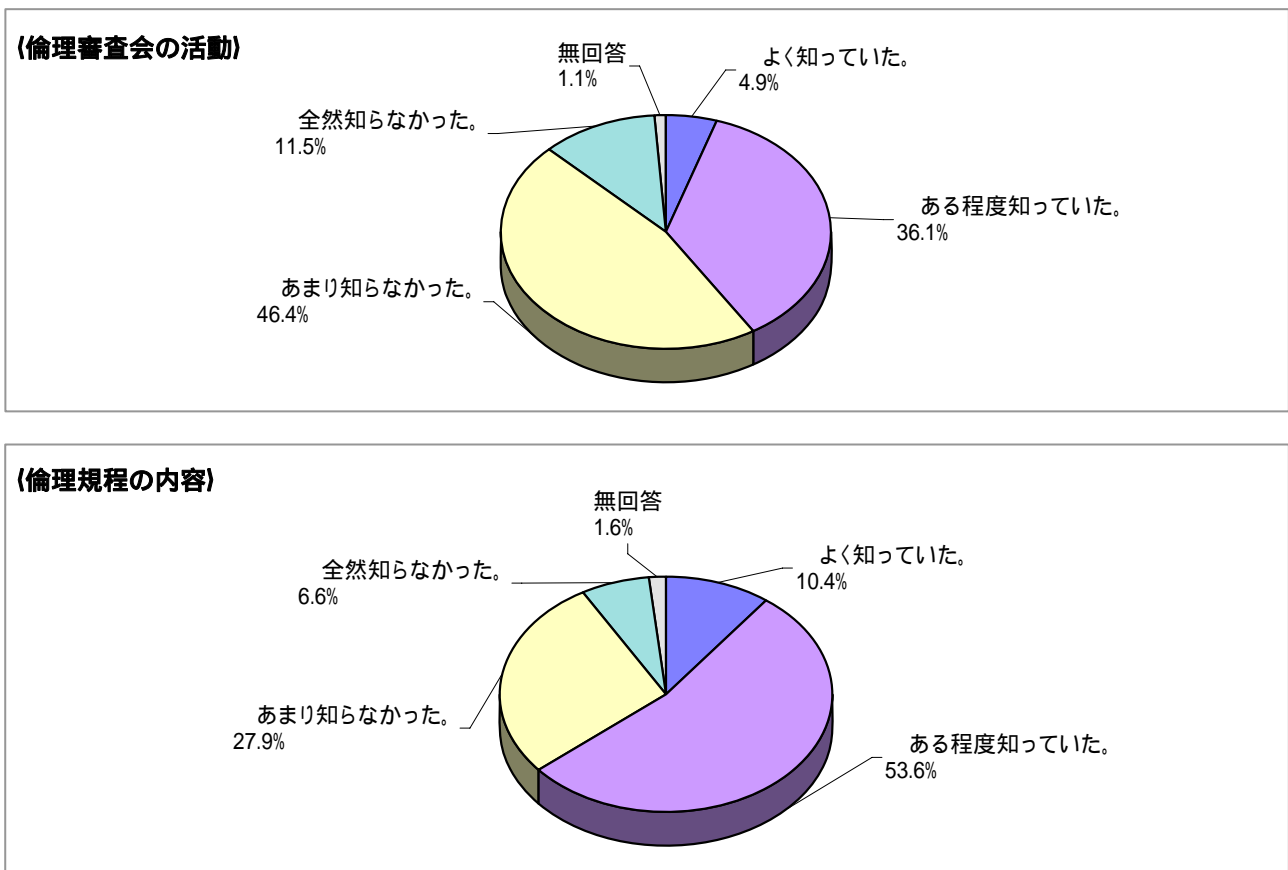
【倫理審査会の活動と倫理規程の内容の浸透度について】

アンケートが届く以前に倫理審査会の活動及び倫理規程の内容をどの程度知っていたかを聞いたところ、倫理審査会の活動については、「よく知っていた」は4.9%、「ある程度知っていた」は36.1%の合わせて41.0%であり、「全然知らなかった」は11.5%、「あまり知らなかった」は46.4%の合わせて57.9%であった。

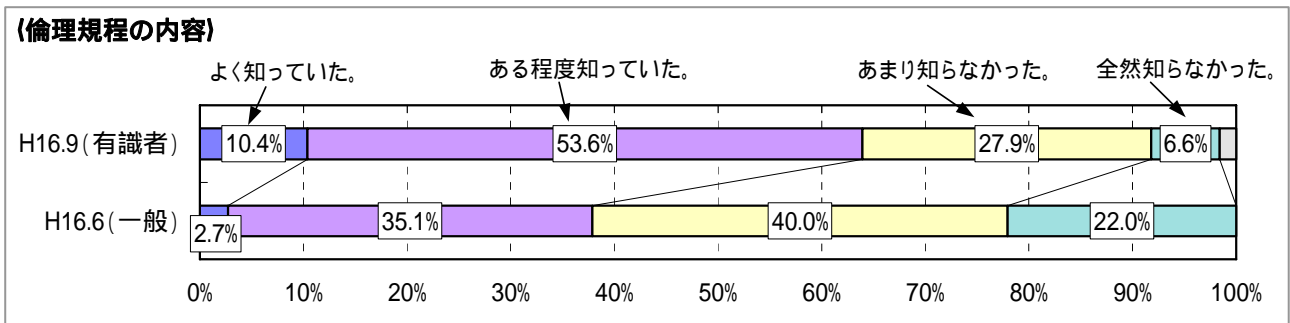
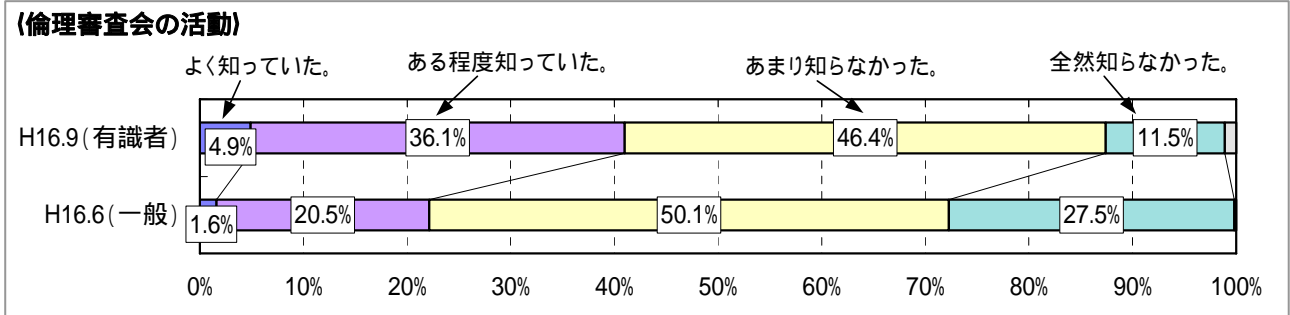
倫理規程の内容については、「よく知っていた」は10.4%、「ある程度知っていた」は53.6%の合わせて64.0%、「全然知らなかった」は6.6%、「あまり知らなかった」は27.9%の合わせて34.5%となっている。(図3)

図3 このアンケートが届く以前、このような倫理審査会の活動及び倫理規程の内容についてどの程度御存じでしたか。倫理審査会の活動、倫理規程の内容のそれぞれについてお答えください。

【参考資料を参照】



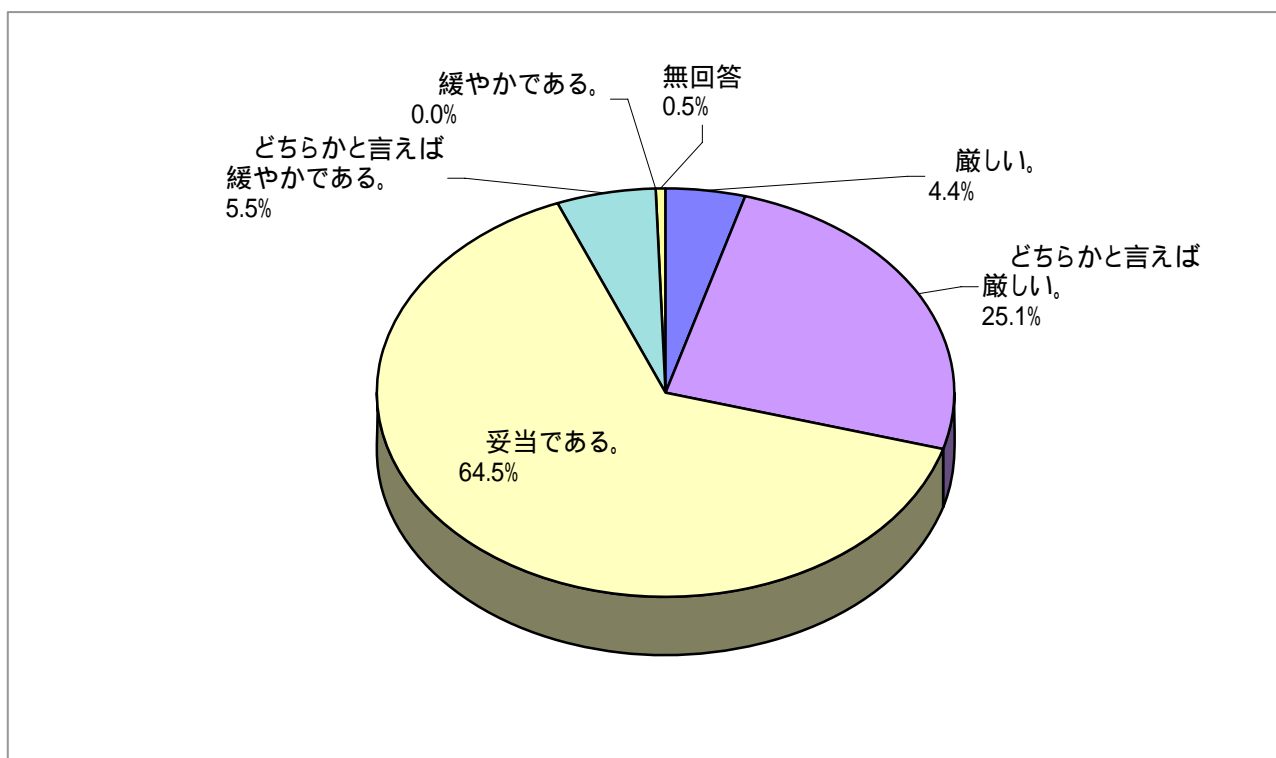
[参考：一般モニター調査との比較]



【行為規制の内容全般について】

倫理規程で定められている行為規制の内容全般についてどのように思うかを聞いたところ、最も多いのは「妥当である」の64.5%であった。「厳しい」は4.4%、「どちらかと言えば厳しい」は25.1%であり、合わせて29.5%となっている。一方、「どちらかと言えば緩やかである」は5.5%であり、「緩やかである」と答えた者はいなかった。(図4)

図4 倫理規程で定められている行為規制の内容全般について、どのように思いますか。

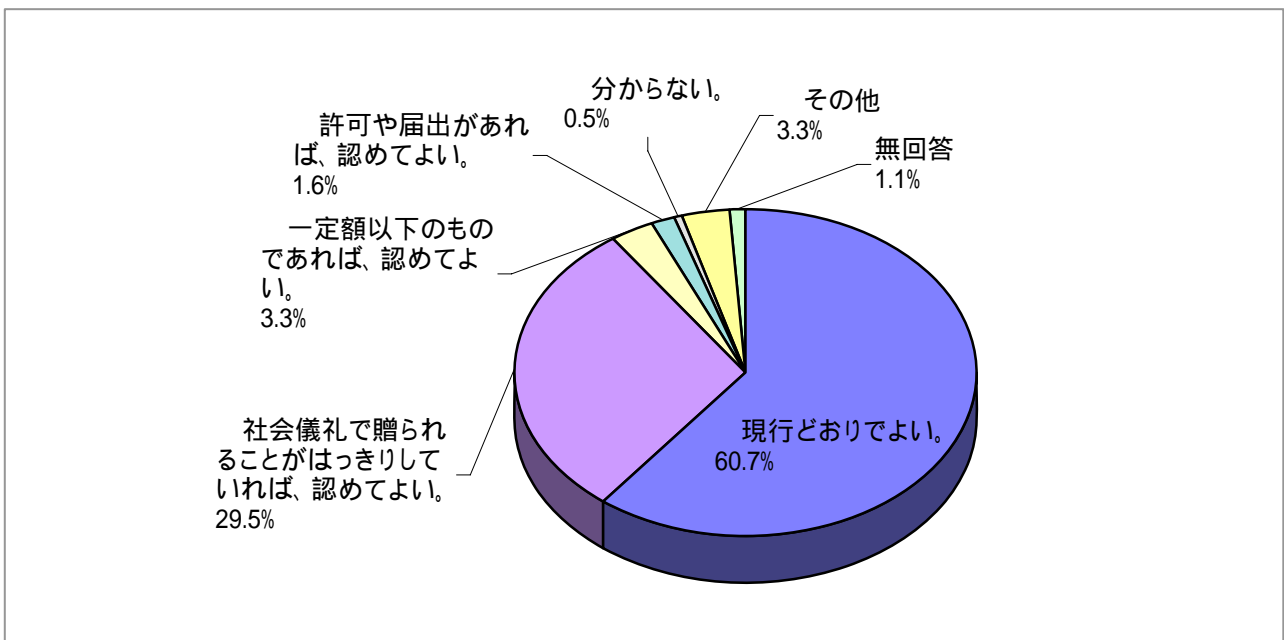


【金銭・物品の贈与の受領禁止について】

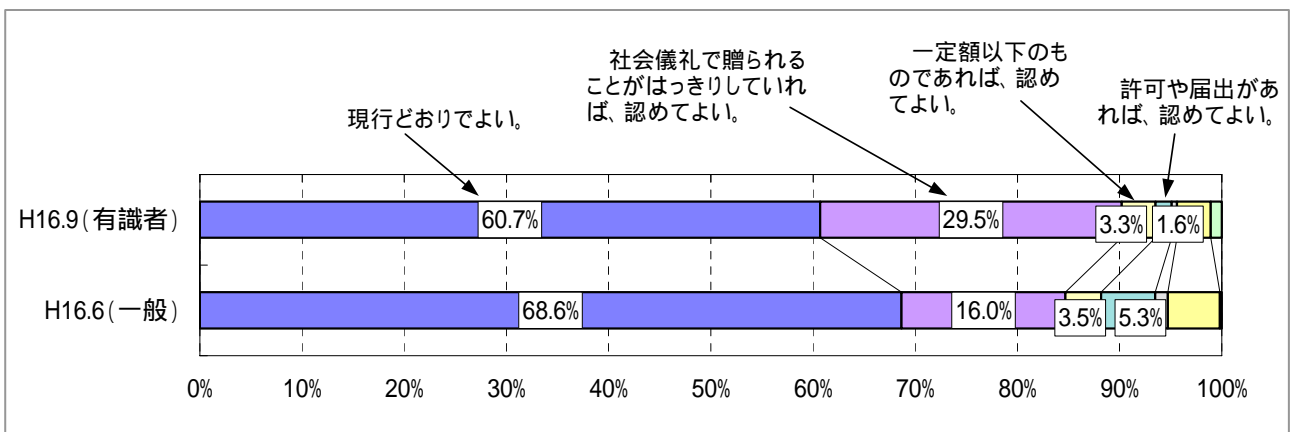
国家公務員が利害関係者から金銭や物品の贈与を受けることが禁止されていることについてどのように思うかを聞いたところ、最も多いのは「現行どおりでよい」の60.7%であった。次いで「社会儀礼で贈られることがはっきりしていれば、認めてよい」の29.5%、「一定額以下のものであれば、認めてよい」の3.3%、「許可や届出があれば、認めてよい」の1.6%の順となっている。(図5-1)

さらに、「社会儀礼で贈られることがはっきりしていれば、認めてよい」と答えた者に、「社会儀礼」として認めてよいものを聞いたところ、最も多いのは「香典」の98.1%、次いで「見舞い」の59.3%、「結婚の祝儀」の57.4%の順となっている。(図5-2)

図5-1 利害関係者から「金銭・物品の贈与」を受けることが禁止されていることについて、どのように思いますか。【参考資料：基本内容「2(1)」を参照】

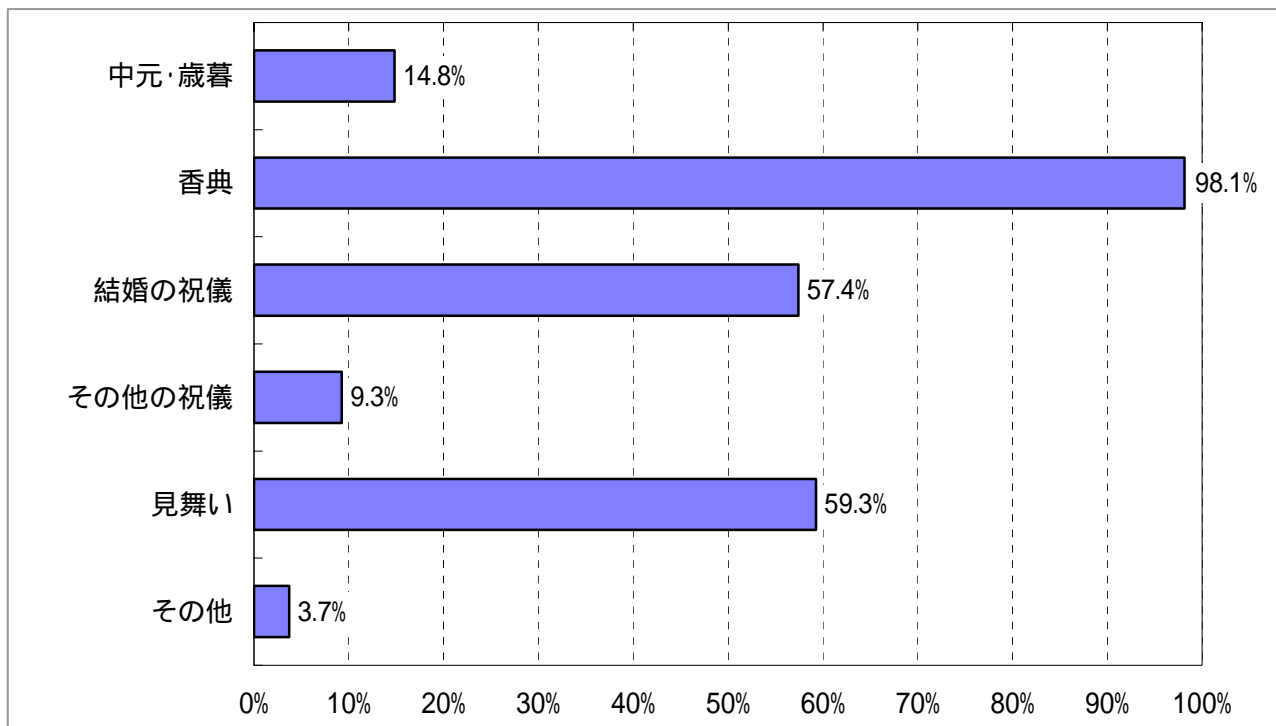


[参考：一般モニター調査との比較]

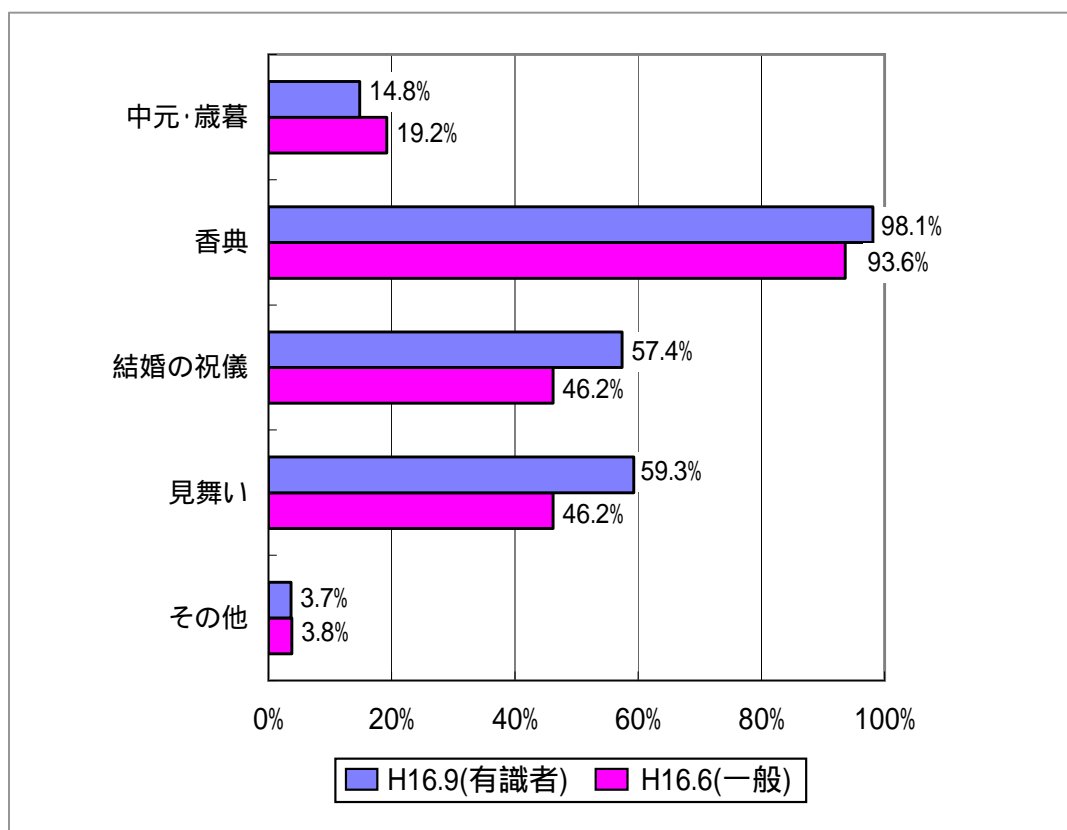


(「社会儀礼で贈られることがはっきりしていれば、認めてよい」を回答した54人への更問)

図5 - 2 この場合、認めてよいものはどれですか。(複数回答)



[参考：一般モニター調査との比較]

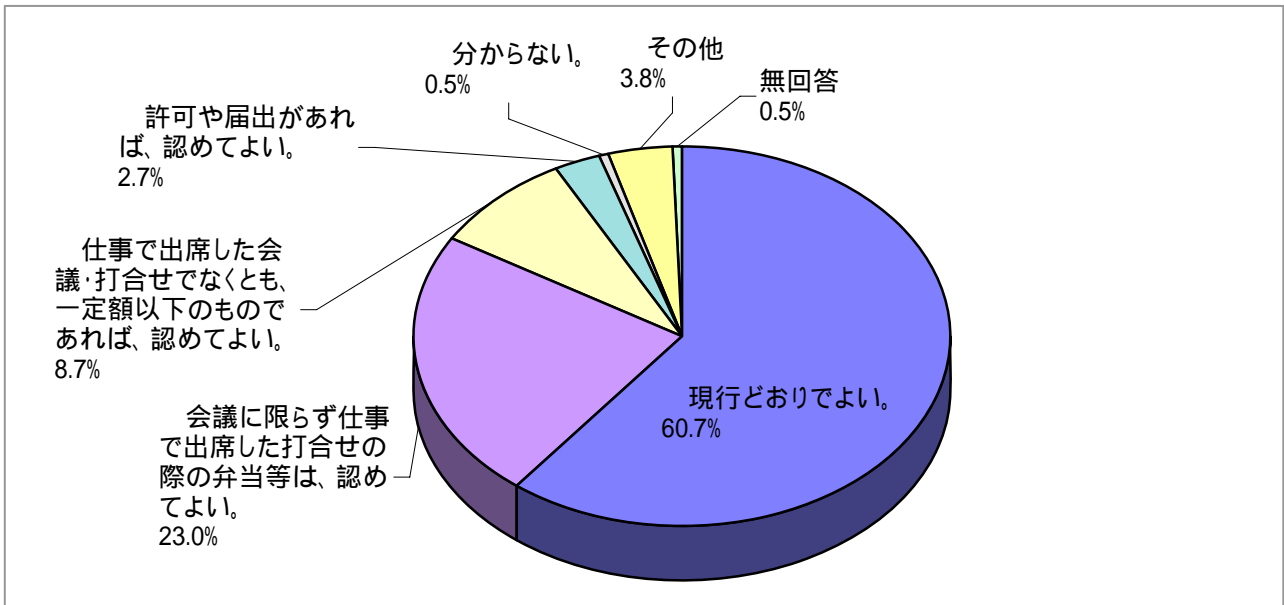


H16.6 (一般) は「祝儀」の値。

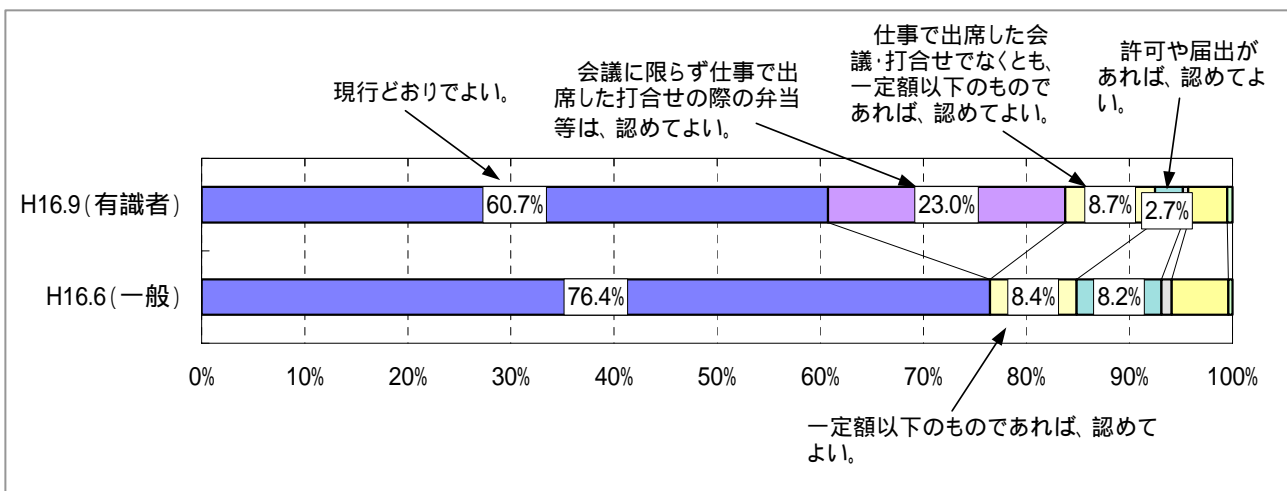
【飲食の提供の禁止について】

国家公務員が利害関係者から飲食の提供を受けることが禁止されていることについてどのように思うかを聞いたところ、最も多いのは「現行どおりでよい」の60.7%であった。次いで「会議に限らず仕事で出席した打合せの際の弁当等は、認めてよい」の23.0%、「仕事で出席した会議・打合せでなくとも、一定額以下のものでは、認めてよい」の8.7%、「許可や届出があれば、認めてよい」の2.7%の順となっている。(図6)

図6 利害関係者からは、会議でのお茶菓子や弁当等を除き「飲食の提供」を受けることが禁止されていることについて、どのように思いますか。【参考資料：基本内容「2(2)」を参照】



[参考：一般モニター調査との比較]



H16.6(一般)では本選択肢は設けなかった。

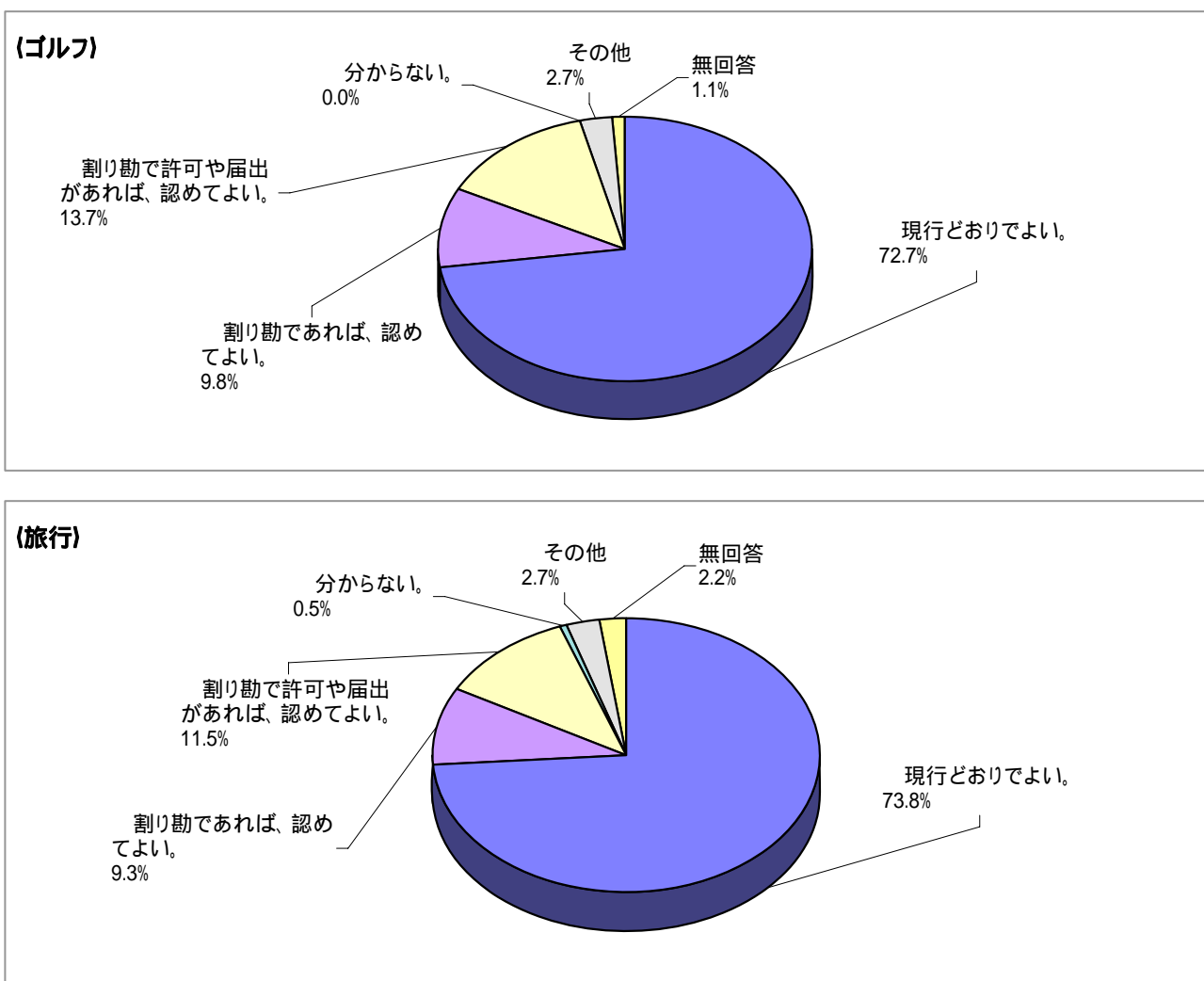
【ゴルフと旅行の禁止について】

国家公務員が自己費用負担（割り勘）であっても利害関係者との「ゴルフや旅行」が禁止されていることについてどのように思うかを聞いたところ、ゴルフについては、最も多いのは「現行どおりでよい」の72.7%であり、次いで「割り勘で許可や届出があれば、認めてよい」の13.7%、「割り勘であれば、認めてよい」の9.8%の順であった。

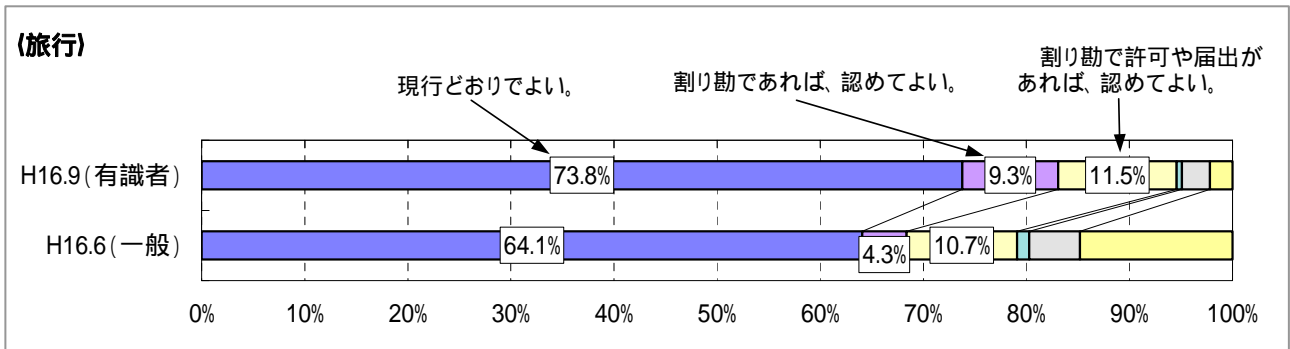
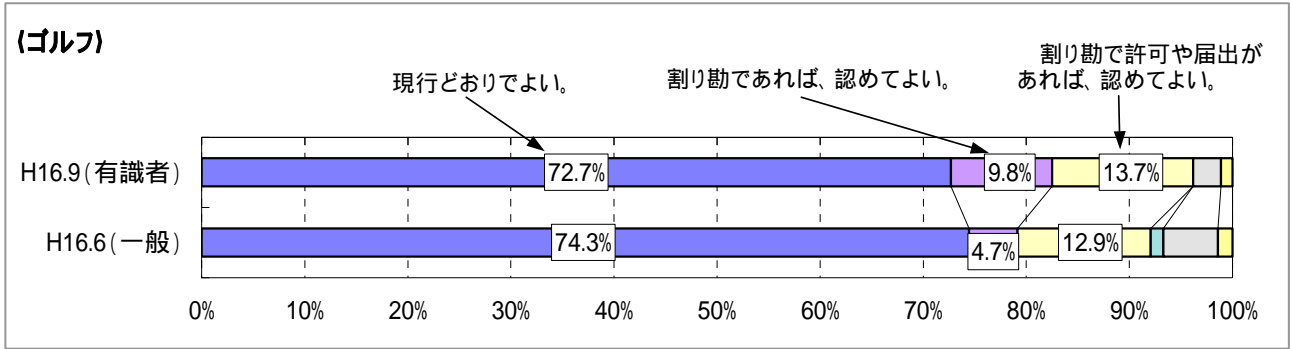
旅行については、最も多いのは「現行どおりでよい」の73.8%であり、次いで「割り勘で許可や届出があれば、認めてよい」の11.5%、「割り勘であれば、認めてよい」の9.3%の順となっている。

（図7）

図7 自己費用負担（割り勘）であっても利害関係者との「ゴルフや旅行」が禁止されていることについて、どのように思いますか。ゴルフ、旅行のそれぞれについてお答えください。【参考資料：基本内容「2(3)」を参照】



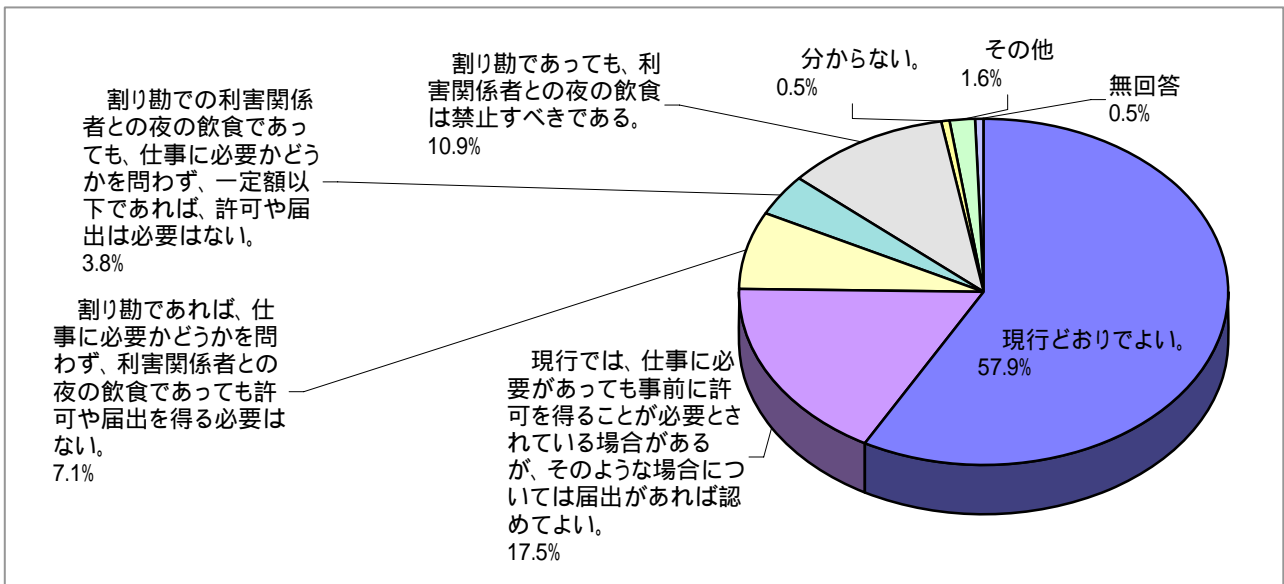
[参考：一般モニター調査との比較]



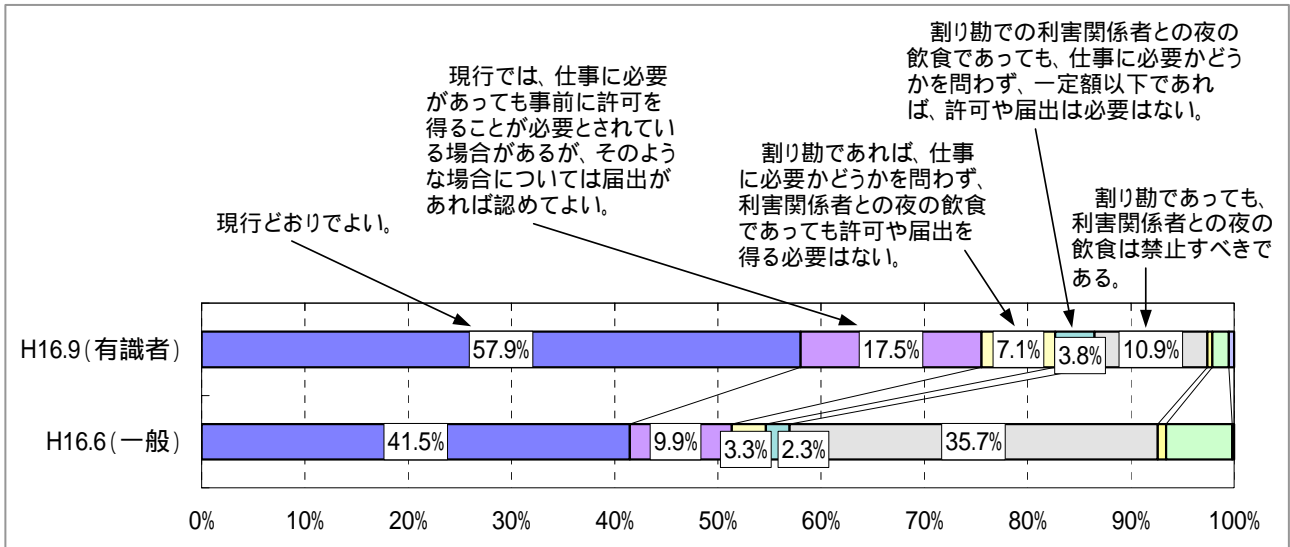
【夜の割り勘での飲食の規制について】

国家公務員は、夜の場合、自己費用負担（割り勘）であっても利害関係者との飲食が規制されていることについてどのように思うかを聞いたところ、最も多いのは「現行どおりでよい」の 57.9% であった。次いで「現行では、仕事に必要があっても事前に許可を得ることが必要とされている場合があるが、そのような場合については届出があれば認めてよい」の 17.5%、「割り勘であっても、利害関係者との夜の飲食は禁止すべきである」の 10.9%、「割り勘であれば、仕事に必要かどうかを問わず、利害関係者との夜の飲食であっても許可や届出を得る必要はない」の 7.1%、「割り勘での利害関係者との夜の飲食であっても、仕事に必要かどうかを問わず、一定額以下であれば、許可や届出は必要はない」の 3.8%の順となっている。（図 8）

図 8 利害関係者と自己費用負担（割り勘）で朝、昼に飲食をすることは自由ですが、夜の場合、仕事に必要があっても一人当たりの費用が一定程度（出席する職員の役職、他の出席者の顔ぶれ、会合の場所等によりますが、最高 1 万円程度まで）を超えるときや、仕事に必要がないときには、事前に許可を得る必要があることとされています。このことについて、どのように思いますか。【参考資料：基本内容「3」を参照】



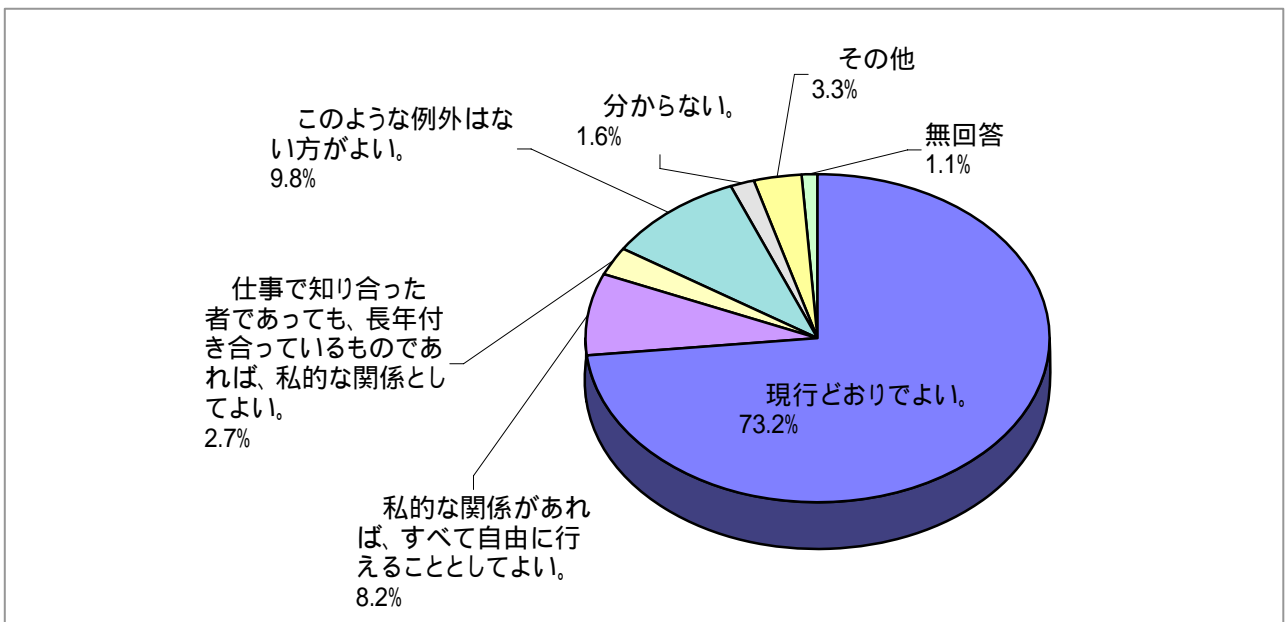
[参考：一般モニター調査との比較]



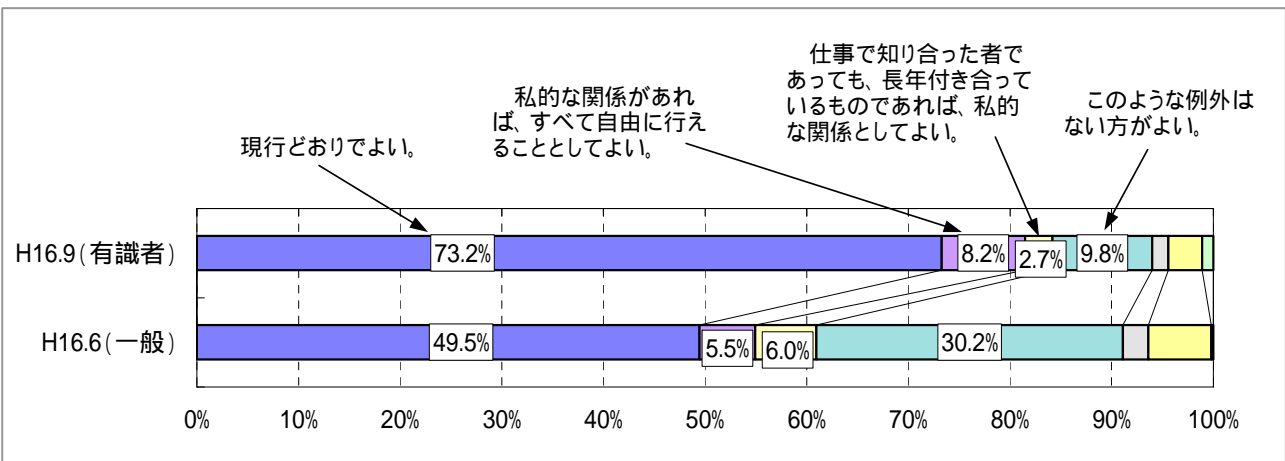
【私的な関係について】

学生時代からの友人や親戚など「私的な関係」がある場合、行為の態様などにより問題がないと考えられるときは、規制がないことについて、どのように思うかを聞いたところ、最も多いのは「現行どおりでよい」の73.2%であった。次いで「このような例外はない方がよい」の9.8%、「私的な関係があれば、すべて自由に行えることとしてよい」の8.2%、「仕事で知り合った者であっても、長年付き合い合っているものであれば、私的な関係としてよい」の2.7%の順となっている。(図9)

図9 学生時代からの友人や親戚など「私的な関係」がある場合(ただし、仕事がきっかけで友人となった場合などは含まれません。)について、行為の態様などにより問題がないと考えられるときは、規制がないことについて、どのように思いますか。【参考資料：基本内容「4」を参照】



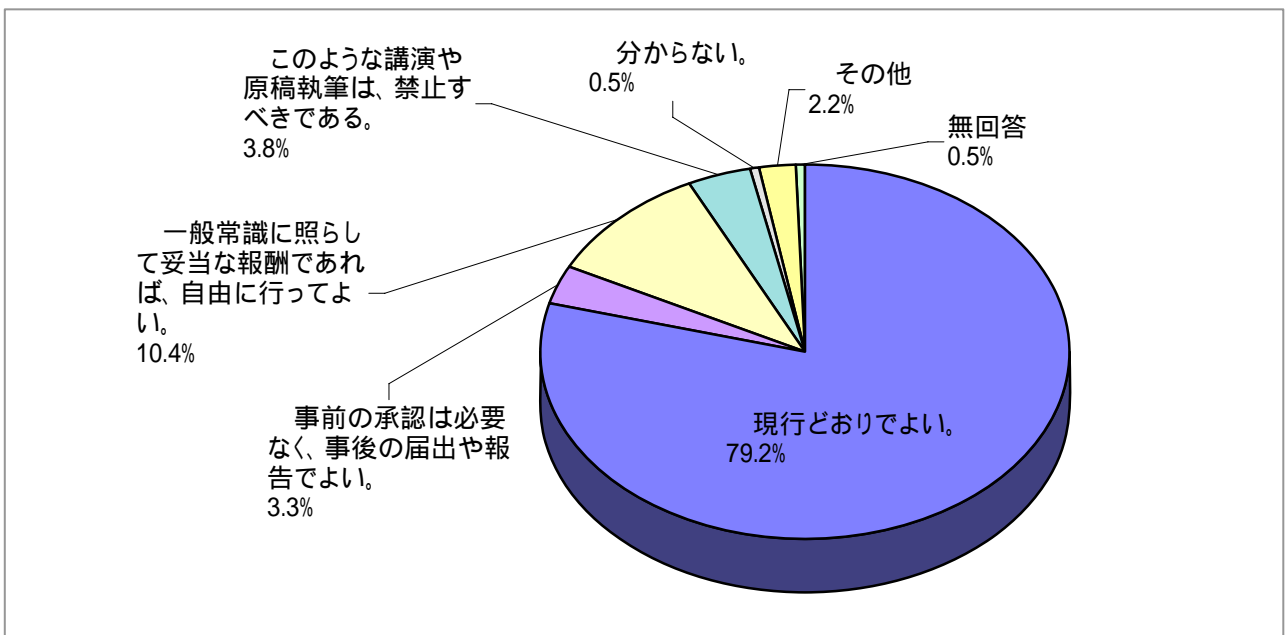
[参考：一般モニター調査との比較]



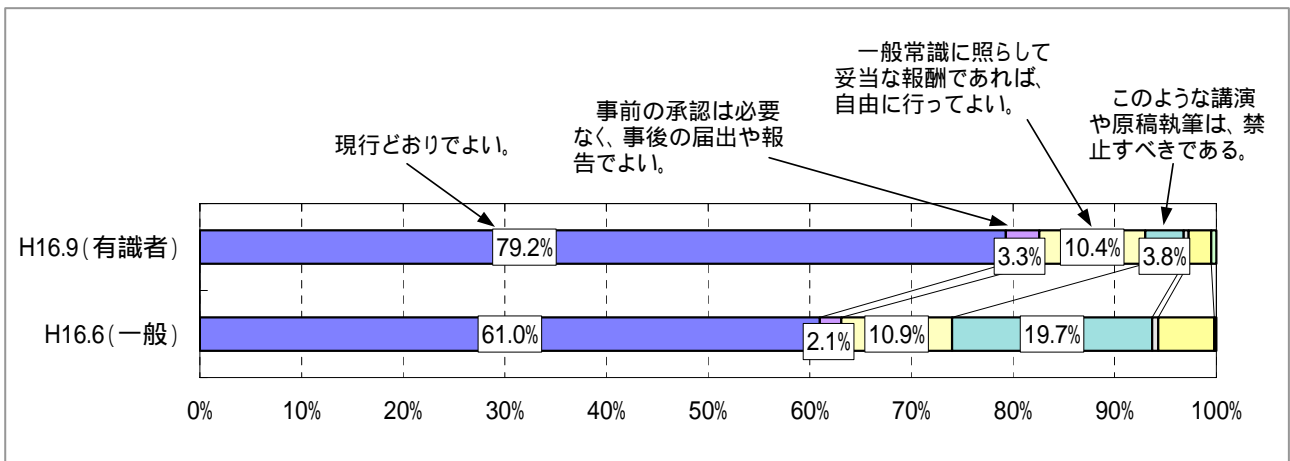
【講演等の事前承認について】

国家公務員が利害関係者から報酬を受けて講演や原稿執筆をする場合、事前に承認を得る必要があることについてどのように思うかを聞いたところ、最も多いのは「現行どおりでよい」の79.2%であった。次いで「一般常識に照らして妥当な報酬であれば、自由に行ってよい」の10.4%、「このような講演や原稿執筆は、禁止すべきである」の3.8%、「事前の承認は必要なく、事後の届出や報告でよい」の3.3%の順となっている。(図10)

図10 利害関係者から報酬を受けて講演や原稿執筆をする場合、事前に承認を得る必要があることについて、どのように思いますか。【参考資料：基本内容「5」を参照】(なお、講演や原稿執筆は勤務時間外などに行うこととなります。)



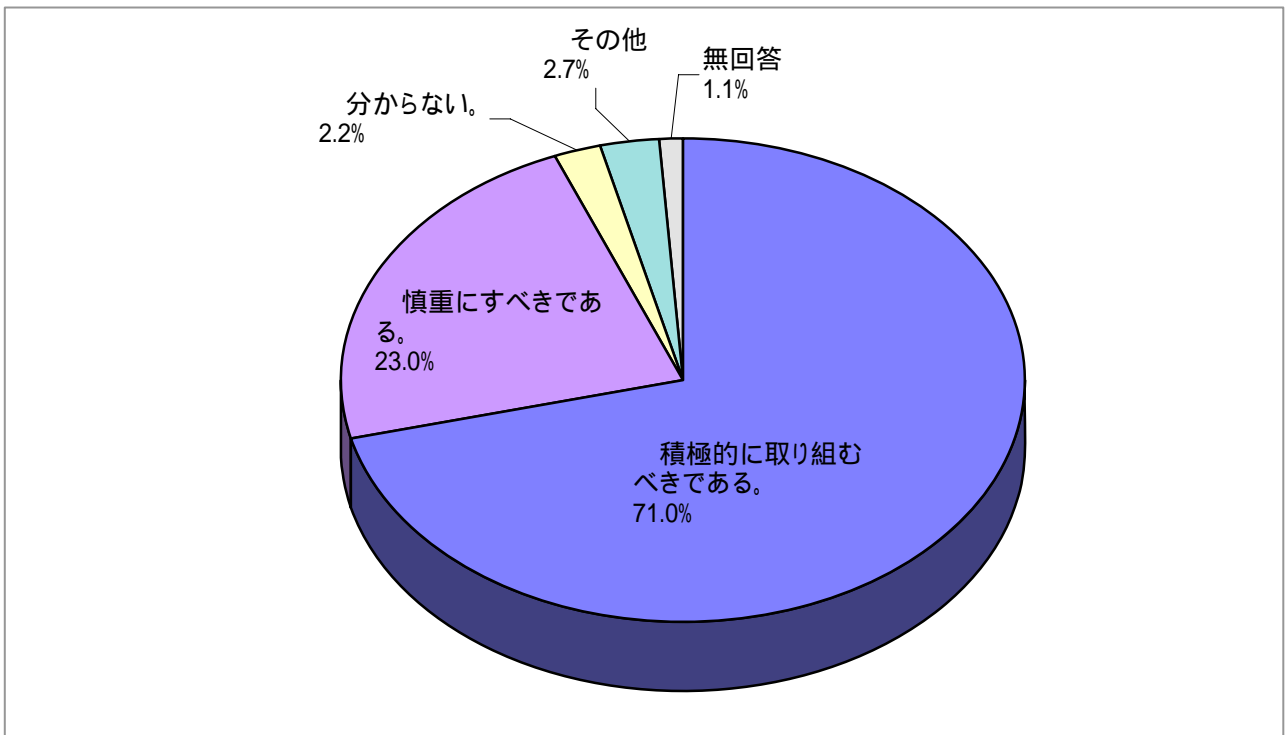
[参考：一般モニター調査との比較]



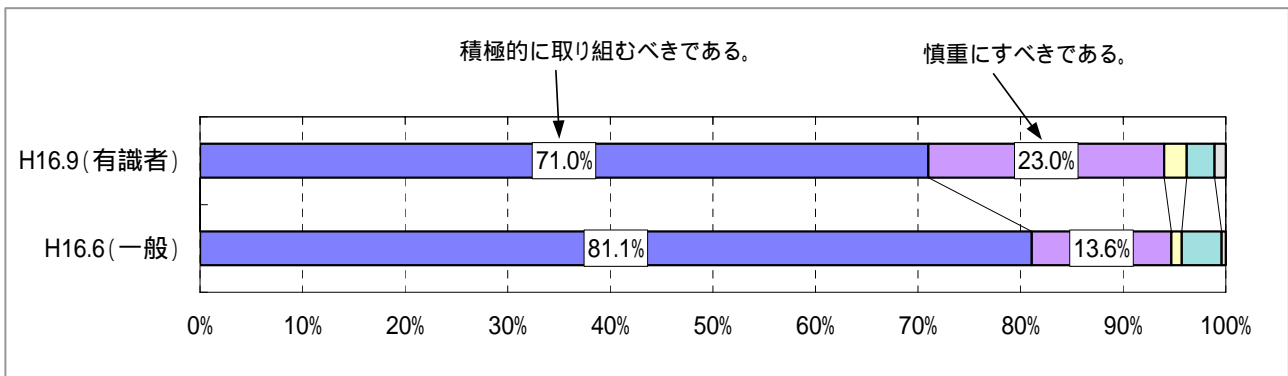
【内部通報について】

国家公務員の倫理制度における内部通報について、どのように思うかを聞いたところ、「積極的に取り組むべきである」は71.0%であり、「慎重にすべきである」は23.0%であった。(図11)

図11 民間企業においては、会社内における法令違反等の未然防止と早期発見のために、従業員などからの相談・通報に応ずる体制を整備するなど、いわゆる内部通報を重視してきていますが、国家公務員の倫理制度における内部通報について、どのように思いますか。【参考資料：基本内容「7」を参照】



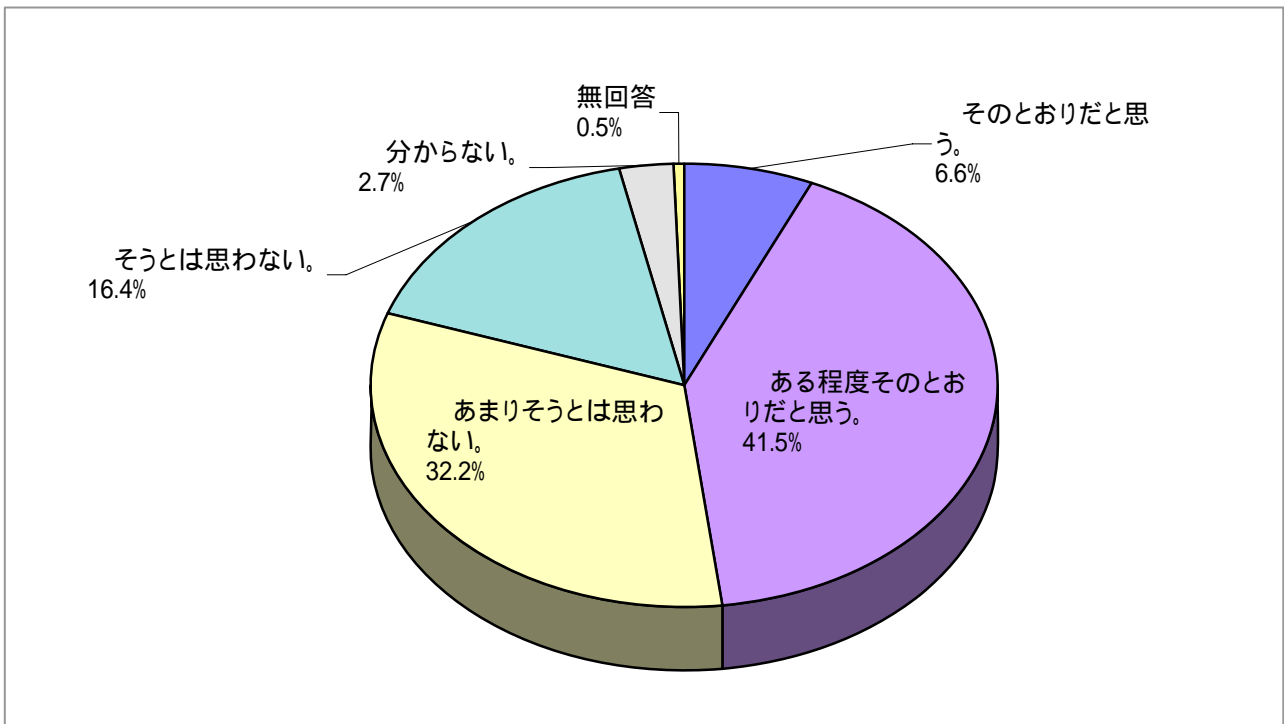
[参考：一般モニター調査との比較]



【倫理規制による国家公務員への影響】

倫理規制によって国家公務員が萎縮しているとの意見についてどのように思うかを聞いたところ、「そのとおりだと思う」は6.6%、「ある程度そのとおりだと思う」は41.5%であり、合わせて48.1%となっている。一方、「そうとは思わない」は16.4%、「あまりそうとは思わない」は32.2%であり、合わせて48.6%となっている。(図12)

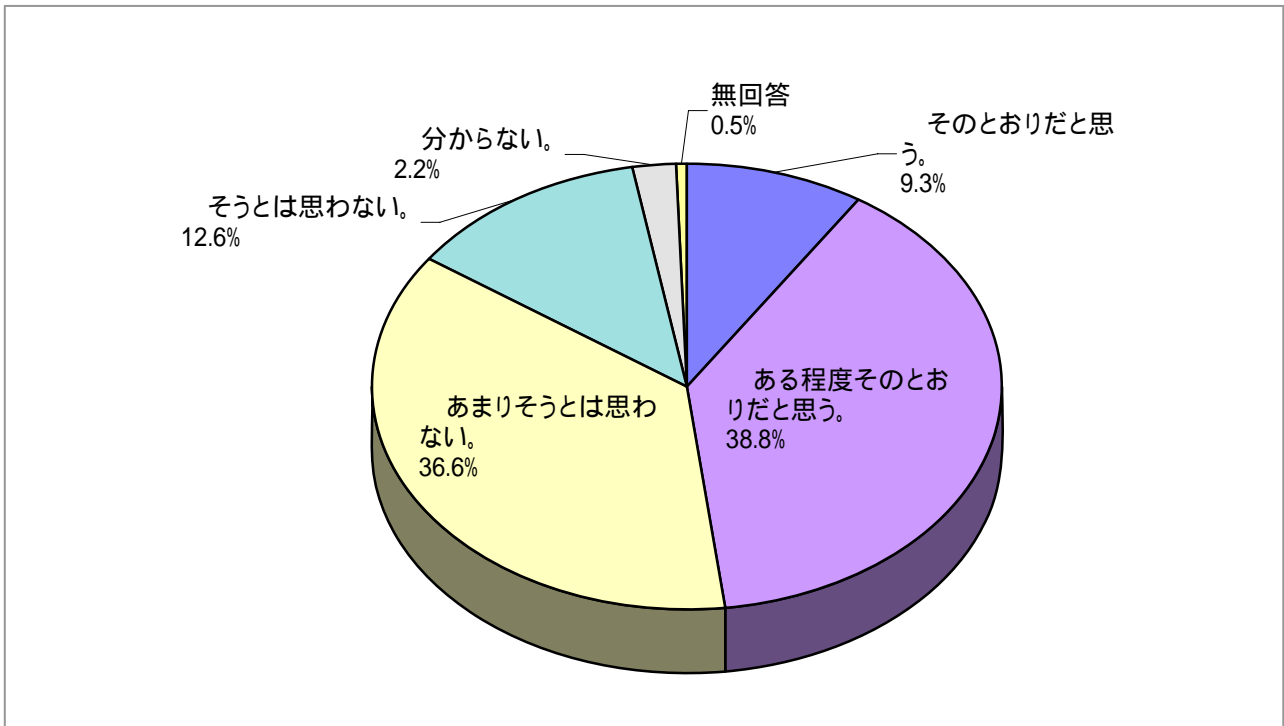
図12 倫理規制によって国家公務員が萎縮しているとの意見がありますが、このような意見について、どのように思いますか。



【倫理規制による公務員との意見交換等への影響】

倫理規制によって公務員との意見交換や情報収集・提供等がやりづらくなったとの意見についてどのように思うかを聞いたところ、「そのとおりだと思う」は 9.3%、「ある程度そのとおりだと思う」は 38.8%であり、合わせて 48.1%となっている。一方、「そうとは思わない」は 12.6%、「あまりそうとは思わない」は 36.6%であり、合わせて 49.2%となっている。(図 13)

図 13 倫理規制によって公務員との意見交換や情報収集・提供等がやりづらくなったとの意見がありますが、このような意見について、どのように思いますか。



《参考資料》

倫理審査会の主な活動

国家公務員の倫理というと、公金の着服や横領、セクハラの防止などを含みますが、倫理審査会は、そのような広い意味での倫理全般ではなく、国家公務員と業者との癒着などを防止するための活動を行っています。主な活動は具体的に次のとおりです。

- 1 国家公務員倫理規程の制定・改廃に関する意見の申出を行っています。
- 2 倫理法・倫理規程を十分に理解してもらうために、広報活動や研修に関する業務を行っています。
- 3 国家公務員と事業者等との関係の透明性を確保するために、職員から提出される贈与等の報告書の審査を行っています。
- 4 倫理法・倫理規程違反に関する懲戒処分の基準の作成・変更を行っています。
- 5 倫理法・倫理規程に違反する行為に関して、調査や懲戒処分の実施、任命権者が懲戒処分を行う場合の処分の承認を行っています。
- 6 倫理規程遵守のための体制整備に関して、各府省等への指導、助言、必要な措置の要求を行っています。
- 7 倫理法・倫理規程に違反する行為に気付いた者からの通報を受け付けています。
(匿名厳守)

倫理規程の基本内容

- 1 倫理規程による規制の相手方としての「利害関係者」は、一般的な意味で利害関係がある者ということではなく、国との契約の相手方、許認可の相手方、補助金の交付先、所管業界の者など、倫理規程で定められた者に限定されています。
- 2 「利害関係者」との間では次のことはできません。
 - (1) 金銭・物品の贈与を受けること（中元、歳暮、香典、祝儀、見舞いを問わず受け取れません。）
 - (2) 共に飲食をしたり、飲食の提供を受けたりすること（ただし、会議でお茶菓子や弁当等を出してもらったり、食べたりすることは認められます。）
 - (3) 共にゴルフや旅行をすること（自己費用負担（割り勘）であっても禁止されています。）
 - (4) 無償でサービス（例えば、ハイヤーによる送迎）を受けること
- 3 自己費用負担（割り勘）であれば、利害関係者と共に飲食をすることは、原則自由です。ただし、夜に飲食をする場合、仕事に必要ながあっても一人当たりの費用が一定程度（出席する職員の役職、他の出席者の顔ぶれ、会合の場所等によりますが、最高1万円程度まで）を超えるときや、仕事に必要ながないときには、事前に許可を得る必要があります。（これは、仕事に必要な情報収集等の円滑化を図る趣旨で認めているものです。）
- 4 学生時代からの友人や親戚など「私的な関係」がある場合で、行為の態様などにより問題がないと考えられるときは、上記2、3の規制はありません。（ただし、仕事がきっかけで友人となった場合などは含まれません。）
- 5 利害関係者から報酬を受けて講演や原稿執筆をする場合、事前に承認を得る必要があります。
- 6 利害関係の有無にかかわらず、一般常識に照らして過剰な接待を受けることや物をもらったりすること、その場にいなかった者に代金を支払わせること（つけ回し）が禁止されています。
- 7 倫理法・倫理規程に違反する行為に気付いた職員が、倫理監督官や倫理審査会などの適切な機関に通報した場合、通報したことを理由として不利益な取扱いを受けないよう、各府省等は配慮することとされています。